

区分	評価項目	評価の視点	取り組み実績の概要	課題及び今後の展開方向	県立試験研究機関の長による自己評価																		
1 各機関の個別項目につき			毒原因微生物等（細菌、ウイルス、寄生虫）の特定や感染源調査、食品収去検査、花粉飛散状況調査等 一般依頼検査：水質検査（水道事業体より）、温泉分析（温泉事業者より）地方衛生研究所を有しない中核市からの依頼検査等 ○ 試験検査の精度管理 ・食品衛生検査施設の内部点検の実施 <table><tr><td>区分</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>施設数</td><td>7 か所</td><td>7 か所</td></tr></table> ・感染症病原体等検査施設の内部監査の実施 <table><tr><td>区分</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>施設数</td><td>6 か所</td><td>6 か所</td></tr></table> ・県内水質検査機関の外部精度管理の実施 令和6年度：21機関（ナトリウム、硬度） 令和7年度：21機関（蒸発残留物、ジェオスミン及び2-MIB） ○ 適切な普及指導の実施 研究の成果や試験検査の結果等を活用し、健康福祉事務所や市町水道事業所職員等を対象とした研修会を実施するなど、適切に普及啓発や指導等を行っている。 また、ホームページや広報誌による情報発信や、研究発表会、各種講演会での発表など研究成果の普及に努めている。 <table><tr><td>区分</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td></tr><tr><td>研修指導</td><td>12回</td><td>5 回</td></tr></table>	区分	令和6年度	令和7年度	施設数	7 か所	7 か所	区分	令和6年度	令和7年度	施設数	6 か所	6 か所	区分	令和6年度	令和7年度	研修指導	12回	5 回	【今後の展開方向】 ○ 健康等に対する県民の高い関心があることから、ホームページの充実による情報発信をはじめ、県関係機関の各種媒体の一層積極的な活用等により、研究成果等を県民目線で分かりやすい情報提供・発信に努める。 ○ 感染症情報の提供にあたっては、県庁関係課と連携して、必要な内容をタイムリーに情報発信するとともに、県民とのリスクコミュニケーションに計画的に取り組む。 ○ 食品収去検査に加えて、感染症病原体等検査の信頼性確保業務として、必要な標準作業書等の各種文書の作成・変更、内部・外部精度管理の実施及び内部監査等の業務を適正に実施していく。 ○ 水質管理基準の強化に伴い、検査手法の開発や精度の高い検査の実施に努める。	
区分	令和6年度	令和7年度																					
施設数	7 か所	7 か所																					
区分	令和6年度	令和7年度																					
施設数	6 か所	6 か所																					
区分	令和6年度	令和7年度																					
研修指導	12回	5 回																					
2 共通取組項目	(1)的確なニーズ把握に基づく研究推進と成果普及	①ニーズ把握の情報チャンネルの充実強化は図られているか。 ②成果普及のための手段は充実されているか。	① 行政課題の把握等と行政機関との連携による研究の推進 本庁関係各課・各健康福祉事務所等の県関係機関、神戸大学や県立大学、地方衛生研究所全国協議会等外部の機関との情報交換、健康科学研究所参与や研究アドバイザーとの意見交換などの多様なチャンネルにより、行政課題等の的確な把握に努め、これらに関連した研究を重点的に実施している。 また、県庁主催の各種協議会等に参加し、行政課題の把握・情報共有を行うなど連携強化に努めた。 ② 研究成果等の普及 ○ ホームページの随時更新や広報誌等による情報発信の充実に努めた。	【課題】 ○ 健康危機管理事案に関する研究の推進 新たな感染症の出現、大規模災害の発生、食品への異物混入や水質汚染など、県民の健康を脅かす事象により、県民の衛生行政に期待するニーズは常に変化しており、これらへ迅速に対応することが県民の安全・安心につながることから、健康危機管理事案に対する検査体制の整備・強化、試験検査機能の開発、改良などを中心に研究を推進する必要がある。 ○ 研究成果等の県民に分かりやすい情報発信 県民に分かりやすい成果普及・情報発信の能力を向上させる必要がある。	○ 兵庫県感染症対策連携協議会や兵庫県環境審議会温泉部会等への参画を通じて行政課題の把握に努めている。また「兵庫県食の安全安心推進計画」等に基づく試験検査を適切に実施するとともに、令和7年度の県の新規主要施策として当研究所に設置された「兵庫県感染症対策センター」の取組を推進するなど、県政に沿った対応を進めている。 ○ ホームページ等による情報発信に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行を受け令和6年度から子ども科学教室の対面開催を再開するなど「県民に開かれた研究所」を目指した取組も拡充している。																		

2
共
通
取
組
項
目
つ
づ
き

評価項目

評価の視点

③開かれた試験研究機関の推進は図られているか。

④成果が県の政策や施策に活かされているか。

②機関の自主性、効率性を高める業務運営の展開

①分野横断的な取組強化

取り組み実績の概要

区分	令和6年度	令和7年度
HPアクセス数	281,299件	296,366件
広報誌（電子媒体）発行回数	2回	2回
研究報告発行部数	200部	200部
業務年報発行部数	（合冊）	200部
感染症年報発行部数	500部	500部

○ 研究発表会や講演会等で発表を行った。

区分	令和6年度	令和7年度
研究発表会	1回	1回
県立大学との合同研究発表会	理学部 1回 （26名参加）	1回 （46名参加）
	環境人間学部 1回 （60名参加）	1回 （69名参加） （WEB開催）
講演会	10回	6回

○ 健康福祉事務所検査室や中核市保健所の検査業務担当者等へ研修等を行い技術的支援に努めた。

③ 県民に開かれた研究所の運営

○ 研究所業務紹介動画をホームページから県民へ情報発信

○ 感染症情報の提供（感染症対策センターから発信）

○ 県民からの関心が高い花粉情報の提供

○ 獣医学生インターンシップの受入れ（R6：10名、R7：3名）

○ 施設見学受入れ（R6：13回、R7:10回）

○ 夏休み子ども科学教室の開催（R6：1回、R7：1回）

○ 研究所業務紹介パネルの展示（R6：1回、R7：1回）

④ 成果の県の施策等への活用

○ 研究の成果を活用した試験検査の実施等

・細菌、ウイルスの迅速検査法の開発：感染症等病原体検査として実施

・食肉中の動物用医薬品等の迅速分析法の開発：食肉の残留医薬品検査として実施

○ 兵庫県感染症対策センター事業の推進

同センターの事業である兵庫県感染症情報センターの運営その他感染症に係る情報発信の他、感染症対応に係る人材の育成や感染症対策に資する調査研究等を行っている。（令和7年度～）

課題及び今後の展開方向

【今後の展開方向】

○ 本庁関係各課と行政課題を共有し、研究所の科学的視点からの課題解決に即した研究課題を重点的に推進するため、行政機関との情報・意見交換を緊密にし、内部評価調整会議、外部評価専門委員会の評価を踏まえて適切な研究課題に取り組んでいく。

○ 本庁関係各課と協議・調整のうえ、健康危機対処計画に基づき、人員確保などの所内体制、検査機器の整備などの検査実施体制の確保を計画的に推進する。

○ 県民向けの情報発信などの普及啓発について、分かりやすい言葉の使用や表現を工夫しつつ、ホームページや感染症対策センター等からの発信情報の充実や講演会等を開催することをはじめ、創意工夫した施設見学も視野に入れ、県民に向けた開かれた研究所の運営に取り組んでいく。

【課題】

○ 研究アドバイザーの活用

研究アドバイザーの指導による横断的な取組が必要である。

○ 本庁各部局との連携体制

積極的に他部局と横断的な取組を行うには、本庁各部局と連携調整する仕組みづくりが必要である。

【今後の展開方向】

○ これまでの農林水産部局や環境部局との連携や横断的な取組を維持するとともに、研究所では、研究アドバイザーなどの有識者の指導や助言を基に、横断的な研究課題の企画に努める。

○ 横断的な取組を維持・向上させるため、他の県立試験研究機関の研究発表会などに積極的に参加する。

県立試験研究機関の長による自己評価

○ 貝毒（自然毒）や環境・食物の放射性物質の検査など、当研究所の試験検査能力が生かせる部分では、他の試験研究機関と協力し積極的に分野横断的な連携を図るようにしている。

区分	評価項目	評価の視点	取り組み実績の概要	課題及び今後の展開方向	県立試験研究機関の長による自己評価
2 共通 取組 項目 つづ き	②研究マネジメント機能の充実・強化	①対外、対内マネジメント機能の充実・強化は図られているか。	① 内部評価調整会議及び外部評価専門委員会による研究課題評価及び機関評価の導入によるマネジメント機能の充実・強化を図っている。 また、所内では、進行している全ての研究課題について、過去1年間の進捗状況や成果をとりまとめ、所長・副研究所長等によるヒアリングにより研究の進捗や成果及び課題等を把握し、全体研究計画を踏まえたくうえで、必要に応じて研究方針の調整等を行っている。	【課題】 ○ 対外、対内マネジメント機能が十分発揮されているかの評価や研究評価システムについて定期的な検証や見直しが必要である。 ○ 令和7年度に実施された包括外部監査の結果を踏まえ、業務に関するわかりやすい数値目標を拡充する必要がある。	○ 所内幹部会議において研究の進捗状況等を適宜確認するとともに、内部評価調整会議や外部評価専門委員会を通じて適切に管理・運営している。 ○ 令和7年度の包括外部監査の結果を踏まえ、業務に関する数値目標を拡充したい。
		②研究評価システムの適切な運用と改善は行われているか。	② 内部評価調整会議及び外部評価専門委員会では、研究課題について事前評価、中間評価、事後評価、追跡評価など適切な時期に評価を受け、評価の結果を踏まえて研究に取り組んでいる。	【今後の展開方向】 ○ 対外、対内マネジメント機能や研究評価システムの評価等については、今後も機関評価を活用して実施していく。	
		③毎年度の中期事業計画のフォローアップは行っているか。	③ 中期事業計画と並行して進んでいる県政改革方針の取組では、毎年度の実施計画及び実施状況報告をとりまとめており、実施状況報告時に関係各課へ報告し、評価も含めてフォローアップとしている。	○ 中期事業計画を踏まえた職員の業務目標管理の設定など、常日頃から中期事業計画を念頭においた研究課題の取組や関係機関との連携を積極的に行い、定期的に所内幹部会議等において進捗状況を確認する。	
	③知的財産の創出と有効活用の促進	④研究課題マネジメント体制は適切か。	④ 各部長・課長など上位職による研究フォローのほか、主副担当制の導入など複数研究員による体制とし、相互の研究実施状況の確認等を行っている。また、所内全体での研究実施状況の確認や全体計画を踏まえた実施方向の修正等も行っている。	○ 調査研究だけでなく、その他の業務も含めて業務に関する数値目標を拡充する。	○ 当研究所の研究成果は社会全体で広く利用に供されるべきとの考えから従来より権利化は行わない方針としているが、今後、知的財産として保護や活用がふさわしい成果が得られた場合は対応を検討したい。
		⑤研究課題の評価結果をマネジメントに適切に反映されているか。	⑤ 内部評価調整会議及び外部評価専門委員会における議論や研究課題の評価結果については、研究計画に反映させるとともに、所内で情報共有するなど、評価結果も踏まえて対応している。	【課題】 ○ 研究成果については、学会発表や論文投稿を優先し、広く他の衛生研究所での活用等を主眼としており、特許権や実用新案権などの取得による商業的価値は少ない。	
				【今後の展開方向】 ○ 研究マネジメント等において、特許権や実用新案権の取得がふさわしいと評価された場合は、職務発明審査会を積極的に活用する。	
	④機動的、弾力的な予算運用	①県有知的財産の創出、活用体制の整備はできているか。	① 新たな検査方法の開発などの職務に伴う発明のために、職務発明審査会を設置し、知的財産の保護、活用等を図る体制を整備している。	【課題】 ○ 研究成果については、学会発表や論文投稿を優先し、広く他の衛生研究所での活用等を主眼としており、特許権や実用新案権などの取得による商業的価値は少ない。	○ 当研究所の研究成果は社会全体で広く利用に供されるべきとの考えから従来より権利化は行わない方針としているが、今後、知的財産として保護や活用がふさわしい成果が得られた場合は対応を検討したい。
		②知的財産に関する関係機関との連携強化は図られているか。	② 職務発明審査会には県関係課も参加するほか、特許出願等にあたっては、特許庁等と連絡を密にして行うこととしている。		
		③職員へのインセンティブの充実は図られているか。	③ インセンティブの付与として、知的財産権の取得や活用について補償金の制度が整備されている。		
	⑤人材の育成、活性化	④研究成果の知的財産化及びその利用は十分に行われているか。	④ 当研究所の研究成果としては公衆衛生上の試験検査の開発等が主たるものであり、産業上の利用にはなじまないため、特許権や実用新案権の取得には至っていない。	【課題】 ○ 令和7年度に外部資金の範囲等に係る全県統一基準が定められたため、それに対応した外部資金獲得目標を新たに設定する必要がある。	○ 外部資金は目標を上回る額を毎年度獲得できており、今後も積極的な確保に努める。なお、令和7年度に外部資金の範囲等に係る全県統一基準が定められたため、今回見直しで中期事業計画に規定する外部資金獲得目標額を変更する。
		①国等の競争的資金など外部資金を積極的に獲得しているか。	① 民間の研究助成の獲得や国立研究機関との共同研究等により、中期事業計画で設定した外部資金の獲得目標を達成している。 外部資金獲得目標額： 1,700千円 令和6年度： 4,609千円 令和7年度： 32,033千円（従来基準では5,395千円）		
		②所長の裁量的予算は適切に活用されているか。	② 厳しい予算の状況のなか、必要に応じて重点研究課題に配分するなど適切に行っている。	【今後の展開方向】 ○ 厳しい財政状況等も踏まえ、引き続き、外部資金の獲得を積極的に進めていく。 ○ 全県統一基準に準拠した外部資金獲得目標額を新たに設定する。	
	⑤人材の育成、活性化	①人事交流の活発化は図られているか。	① 毎年、行政技術職と人事交流を行うほか、神戸大学との連携大学院、他研究機関等との共同研究、国や学会等への専門委員会への委員としての参画を通じて、各研究員の活性化を図っている。	【課題】 ○ 研究員の確保 研究所における高度な調査研究や試験検査を維持・継続するには、研究員の高度な専門性が求められるため、研究員の継続的な育成が必要である。	○ 神戸大学への研究員の派遣や共同研究への参画等により人材の活性化を図っている。研修や学会等については限られた予算の中でできる限り参加させるようにしている。
		②外部人材の活用は行っているか。	② 神戸大学・県立大学の教授等を研究アドバイザーに選任し、研究発表の		

区分	評価項目	評価の視点	取り組み実績の概要	課題及び今後の展開方向	県立試験研究機関の長による自己評価
2 共通 取組 項目 つづき		③他の研究機関や大学等への派遣を行っているか。	指導・助言等を受けている。 また、神戸大学の教授・准教授を健康科学研究所参与に任命し、連携を図っている。（令和7年度～）	○ 計画的な研修会、学会への参加 研修会や学会等への参加については、限られた人員や予算などのなかで、計画的に参加することが必要である。	
		④研究員を対象とした研修等を行っているか。	③ 神戸大学との協定により開講している連携大学院に研究員を客員准教授として派遣し、神戸大学大学院医学研究科において講義を行っている。また、同大学院医学研究科に医学研究員として協力研究を行っている。 さらに、国立健康危機管理研究機構(JIHS)との共同研究班などに研究協力者等として参加している。	【今後の展開方向】 ○ 新たな研究員の発掘と現研究員の県職員としての総合的な視野を広げるため、人事が膠着することのないように、計画的な人事交流を行う。	
		⑤学会等へ積極的に参加しているか。	④ 研究アドバイザーによる指導・助言のほか、関連する研究分野のトピックスなどに関連する講義の聴講など、研修機会の確保に努めている。 また、国立研究機関が行う研修に計画的に研究員を派遣している。	○ 積極的に他試験研究機関との共同研究に取り組むほか、国や学会等の委員会等への参加を促進する。	
			⑤ 地方衛生研究所全国協議会近畿支部に設置されている細菌部会、ウイルス部会、理化学部会、疫学情報部会及び自然毒部会による研究発表会や特別講演会などへ参加している。 また、全国衛生化学技術協議会、衛生微生物技術協議会、公衆衛生情報研究協議会には、毎年研究員が参加している。	○ 地方衛生研究所が実施する研修会や業務に必要な学会等には計画的に参加する。	
	(3)産学官連携ネットワークの一層の強化	①産学官連携ネットワークは構築されているか。	① 大学や公的機関等とのネットワークの構築 ・神戸大学と連携大学院を開設し、感染症部の研究員が客員准教授として指導しているほか、大学との共同研究、情報交換等に努めている。 ・県立大学環境人間学部、理学部等と連携して、共同研究や研究発表会の開催により、研究員間での情報交換や交流を図っている。 ・厚生労働省のジェネリック医薬品・バイオシミラー品質情報検討会WGや学術学会主催の自然毒の公定分析法の検討委員会に参画し、各専門分野や関係省庁・業界の有識者との意見交換・情報交換等に努めている。	【課題】 ○ 地方衛生研究所間の広域的な連携 地方衛生研究所単独では対応しきれない感染症等病原体の検査法の共同開発、技術移転、検査技術の維持等を担うレファレンスセンターの拡充など連携機能の一層の拡充が必要である。	○ 地方衛生研究所全国協議会の各種専門委員会や国立試験研究機関の研究班への参画をはじめ、保健所長連絡会や神戸港健康危機管理対策委員会など、全国レベルから地域レベルまで様々な連携ネットワークの構築を図っている。
		②公立の試験研究機関との広域連携ネットワークが構築されているか。	② 地方衛生研究所全国協議会などの専門委員会に参画し、試験研究機関をはじめとした各専門分野や業界の有識者と情報交換や情報収集などネットワークを構築している。 また、国立健康危機管理研究機構(JIHS)等の研究班に協力して、情報交換や連携の強化などに努めている。	【今後の展開方向】 ○ 国立研究機関、他の地方衛生研究所、県立大学等との情報交換や共同研究の実施などにより、連携強化に努めていく。	
		③地域内の連携ネットワークの強化は図られたか。	③ 地方衛生研究所全国協議会近畿支部に設置されている各種部会において定期的に研究会や情報交換会等を開催するなど地域連携に取り組むほか、健康危機模擬訓練や検証会議を行うなど広域連携の強化に努めている。 また、令和6年度～令和7年度の2年間、当研究所所長が近畿支部自然毒部会長を務めた。 さらに、県内の保健所長が集う保健所長連絡会や県庁主催の感染症対策連携協議会（部会含む）、神戸検疫所の水際対策に係る委員会等へ参加し、ネットワークの強化を図っている。	○ 健康危機事案発生時などに相互支援の協定を結んでいる近畿地方衛生研究所間の広域連携については、模擬訓練等の実施により、更に緊密化を図っていく。	
3 業務 執行 体制	(1)組織	①意思決定が速やかに行える組織となっているか。	① 迅速な意思決定を行うため、所内の幹部職員間で共通の課題認識を持つて対応するための定期的な協議の場を設けている。 また、緊急事案については、関係部長が直接所長等に相談・確認するなど迅速に対応している。	【課題】 ○ 迅速に意思決定できる体制づくりを引き続き進める必要がある。	○ 県の「新しい働き方推進プラン」に基づき職員が働きやすい環境づくりを進める中で、幹部職員と職員との意思疎通の円滑化等を図っている。
		②研究現場の創意工夫が活かされる組織となっているか。	② 研究部ごとに、定期及び随時部内会議により研究員との連絡調整、情報共有に努めている。また試験検査や研究については、主副制等の導入など複数の研究員が取り組むことにより、課題や問題点を共有し、課長などへの相談や部内会議で協議し対応している。 さらに、研究で開発した新しい検査方法を検査業務に取り入れ、検査の迅速化等に活かしている。	【今後の展開方向】 ○ 今後も引き続き、各部や部横断組織において定期的又は随時に協議及び情報交換を行い、風通しのよい職場づくりに努める。	

区分	評価項目	評価の視点	取り組み実績の概要	課題及び今後の展開方向	県立試験研究機関の長による自己評価
3 業務執行体制 つづき	(2) 人員	①人員は有効に活用されているか。	① 職員の適性を踏まえた業務の分担や配置を行うとともに、その時々的重要な課題について重点的に取り組むことなどにより、限られた人員による効率的な業務の執行に努めている。 なお、地方衛生研究所の法定化や地方交付税措置の拡充等を踏まえ、研究員が4名増員されている。（令和6年度～）	【課題】 ○ 行政依頼検査の比重が大きくなり、研究時間の確保が難しくなっている。 ○ 研究員は非常に専門性の高い業務に従事していることから、人事異動等により新たに研究員となった者の養成には時間を要する。 ○ 疫学的な研究を担う職員の養成が進んでいない。 【今後の展開方向】 ○ 本庁関係各課とも調整しながら、研究員の適性を有する職員の確保に努める。	○ 各研究員の経験・能力を勘案した業務分担・配置に努めている。
	(3) 事業費	①試験研究費、事業費、維持管理費は、有効に活用されているか。	① 非常に厳しい財政状況を受けて研究所予算の減少が続く中、研究の重点化や検査の効率化、経費削減の推進等により、予算の有効活用に努めている。	【課題】 ○ 研究の重点化を進めるとともに、外部競争的資金等を積極的に獲得して、研究費を確保する必要がある。 ○ 民間検査の進展等により検査手数料収入が漸減している。 【今後の展開方向】 ○ 県庁関係各課との緊密な連携による行政課題への対応など、重点研究を明確にし、更なる試験検査、調査研究事業などの適切な実施を図る。 ○ 競争的外部資金の導入（獲得の事前準備）にあたっては、既存経費からも重点配分するなどインセンティブを与える予算配分を行う。 ○ 施設・検査機器等の維持管理費や調査研究等の事業費について、県関係課の協力と理解を得て確保していく。	○ 限られた予算の中で適正に執行しているが、施設・検査機器の経年劣化や物件費の高騰等によりひっ迫した状況が続いているため、県関係課の協力のもと必要な予算確保に努める。
	(4) 施設・設備	①施設・設備は有効に活用されているか。 ②維持管理は適切に行われているか。 ③機器は共同利用等により効率的に活用しているか。	① 新築移転時（平成30年度）や新型コロナ禍で取得した高度分析機器を活用し、新たな行政課題に応じた試験検査や調査研究を推進している。 ② 限られた予算の中で、法定点検等制度上必須の点検や施設・設備・機器の状況に応じた点検を実施するなど、必要最小限の維持管理は行えている。また、法定耐用年数を大幅に超過している検査機器も補修等により可能な限り活用を続けている。 ③ 試験検査の結果に影響を与えるコンタミネーションのリスクを避けるため共同利用できない検査機器もあるが、可能なものは共同利用するよう努力している。	【課題】 ○ 検査機器の積極的な活用とともに、計画的な更新が必要である。 ○ 経年劣化や物価高騰等により、維持管理費が増嵩している。 【今後の展開方向】 ○ 検査機器や設備などの必要な保守・点検・更新を行い、高度な試験分析機能が確保できるよう努める。	○ 試験検査や調査研究において研究所の施設・設備を有効に活用しているが、取得から相当年数が経過した検査機器が多数あり、計画的な更新が喫緊の課題であると認識している。